

指宿市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する請負工事（以下「工事」という。）に係る成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として請負金額が130万円を超える工事のうち、次に掲げる工事以外の工事を対象とする。

- (1) 災害等の応急仮工事
- (2) 建物及び土木構造物解体のみの工事
- (3) 維持補修又は維持管理的な工事

(評定の内容)

第3条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、社会性等について行うものとする。

(評定者)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に規定する者とする。

- (1) 指宿市契約規則（平成18年1月1日規則第44号。以下「契約規則」という。）第49条に規定する検査を行う者（以下「検査員」という。）
- (2) 契約規則第49条に規定する監督員のうち監督命令書により選任された監督総括業務を行う者（以下「総括監督員」という。）
- (3) 契約規則第49条に規定する監督員のうち監督命令書により選任された監督業務を行う者（以下「監督員」という。）

(評定の方法)

第5条 評定は、監督又は検査において確認した事項に基づき、工事ごとに評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定に係る工事成績の採点は、工事成績採点表（第1号様式）及び細目別評定点採点表（第2号様式）により行うものとし、評定結果は、工事成績評定表（第3号様式）に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員は、部分払及び中間技術並びに指定部分完成及び完成の検査を実施したとき、総括監督員及び監督員は、指定部分完成及び完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

2 検査に際し、手直し指示事項があった場合、当該手直し工事が完了した後に再度の評定は行なわないものとする。

(評定結果の報告)

第7条 評定者は、評定を行なったときは、評定の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(評定結果の通知及び公表)

第8条 市長は、評定者から評定の提出があったときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して、別途定める工事成績評定通知及び公表実施要領に基づき評定結果を通知し、公表するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該工事の評定を修正する必要があると認めるときは、速やかに評定を修正し、当該工事の請負者に通知しなければならない。ただし、当該工事の完成日から5年を経過したときは、この限りでない。

(1) 工事成績評定表の考査項目の法令順守等で評価する適応事例（以下「適応事例」という。）があったこと又は無かったことを知ったとき。

(2) 適応事例に関して、指宿市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく指名停止、文書注意（要綱第9条に基づいて書面で行なわれる警告又は注意の喚起）若しくは口頭注意（要綱第9条に基づいて口頭で行なわれる警告又は注意の喚起）が行なわれたこと又は変更されたことを知ったとき。

(3) 工事目的物に瑕疵があり、請負者に対して瑕疵の修補若しくは損害の賠償を請求したとき又は請負者の責めに帰すべき事由により工事が完成していないことを知ったとき。

3 前項の規定による評定は、これを請負者に通知した時からその効力を生ずる。

附則

この要領は、平成20年11月1日から施行し、同日以降の入札執行に係る工事から適用する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

工事成績採点表 (完成・一部完成・既済・中間)

第1号様式

工 事 名				契約金額 (最終)			
請 負 者 名				工 期	～	完成年月日	
		監 督 員		総 括 監 督 員		検 査 員 (中間)	
		氏 名		氏 名		氏 名	
		氏 名		氏 名		氏 名	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(+1.0 ~ -10)					
	II. 配置技術者	(+3.0 ~ -10)					
2. 施工状況	I. 施工管理	(+4.0 ~ -10)				(+ 5.0 ~ -15)	
	II. 工程管理	(+4.0 ~ -10)		(+ 2.0 ~ -15)			
	III. 安全対策	(+5.0 ~ -10)		(+ 3.0 ~ -15)			
	IV. 対外関係	(+2.0 ~ - 5)					
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	(+4.0 ~ - 5)				(+10.0 ~ -20)	
	II. 品質	(+5.0 ~ - 5)				(+15.0 ~ -25)	
	III. 出来ばえ					(+ 5.0 ~ 0)	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2			(+20.0 ~ 0)			
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	(+7.0 ~ 0)					
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			(+10.0 ~ 0)			
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		0.00点		0.00点		0.00点	
評定点 (65点±加減点合計) ※1		①	65.00点		②	65.00点	
評定点計		65.0点		○中間検査があった場合 : (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 (少数2位を四捨五入) ※但し, ③ (一部完成, 中間) が2回以上の場合は平均値 ○中間検査がなかった場合 : (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 点 (少数2位を四捨五入)			
7. 法令遵守等 ※7				0点			
評定点合計 (総合評点合計) ※8		65.0点		○評定点計 () 点 - 法令順守等 () 点 = 点			
所 見 ※5		【監督員】		【総括監督員】		【検査員】	

※1 65点+1. ~3. の評定 (加減点合計) +4. ~6. の評定 (加減点合計) =評定点 各評定点 (①~④) は, 小数点第2位まで記入する。

※2 工事特性は, 当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性, 特殊な技術, 都市部等の作業環境・社会条件, 厳しい自然・地盤条件, 長期工期における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては, 監督員からの報告を受けて, 総括監督員が評価するものとする。(最大20点)

※3 創意工夫は, 企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。(最大7点)

※4 工事特性, 創意工夫, 社会性等は, 加減点評価のみとする。また, 法令遵守は, 原点点評価のみとする。

※5 所見欄は, 必ず記載する。

※6 各検査項目ごとの採点は, 検査項目別運用表によるものとし, 完成検査員の評価に先立ち, 監督員, 総括監督員が行う。

※7 法令遵守等の評価は, 総括監督員が行う。

※8 評定点合計は, 四捨五入により小数1位止めとする。

※9 総括監督員が指定されていない工事では, 総括監督員を監督員に読みかえて監督員が評定を行う。

※10 一部完成の場合は, 監督員, 総括監督員及び検査員が各々評定を行い, 完成の際に完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

細目別評定点採点表 (完成)

第2号様式

考査項目	細別	① 監督員	② 総括監督員	③ 検査員 (中間)	③ 検査員 (中間)	③ 検査員 (完成)	重み付き加減点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 0.00点					0.00点 0.4点
	II. 配置技術者	() × 0.4 0.00点					0.00点 1.2点
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 0.00点		() × 0.00点	() × 0.00点	() × 0.4 0.00点	0.00点 3.6点
	II. 工程管理	() × 0.4 0.00点	() × 0.2 0.00点				0.00点 2.0点
	III. 安全対策	() × 0.4 0.00点	() × 0.2 0.00点				0.00点 2.6点
	IV. 対外関係	() × 0.4 0.00点					0.00点 0.8点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 0.00点		() × 0.00点	() × 0.00点	() × 0.4 0.00点	0.00点 5.6点
	II. 品質	() × 0.4 0.00点		() × 0.00点	() × 0.00点	() × 0.4 0.00点	0.00点 8.0点
	III. 出来ばえ			() × 0.00点	() × 0.00点	() × 0.4 0.00点	0.00点 2.0点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 0.00点				0.00点 4.0点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 0.00点					0.00点 2.8点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 0.00点				0.00点 2.0点
7. 法令遵守等							0.00点
重み付き加減点計							0.00点 35点
8. 総合評価 技術提案等	技術提案等 履行確認		履行 不履行 対象外				

※一部完成 (中間) 検査があった場合 (①+② 点×0.2+③×0.5+④×0.5) =細目別評価点 (一部完成, 中間が2回以上の場合は③を平均する)

一部完成 (中間) 検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評価点

※総合評価技術提案は, 技術提案の履行が確認できない場合は, 『不履行』を選択する。

市長	副市長	教育長	部長	課長	参事・ 監・主幹	文書取扱 責任者	係長	係	合議・回覧

工 事 成 績 評 定 表

工 事 名			
契 約 金 額	円		
工 期	～		
完 了 年 月 日			
完 成 検 査 年 月 日			
既 済 部 分 検 査 年 月 日	第 1 回 :	第 2 回 :	
中 間 技 術 検 査 年 月 日	第 1 回 :	第 2 回 :	
請 負 者 氏 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主 任 ・ 監 理 技 術 者 氏 名			
総 括 監 督 員 職 ・ 氏 名			印
監 督 員 職 ・ 氏 名			印
完 成 検 査 員 職 ・ 氏 名			印
既 済 部 分 検 査 員 職 ・ 氏 名			印
中 間 検 査 員 職 ・ 氏 名			印
評 定 点	① 監 督 員 評 定 点	点	
	② 総 括 監 督 員 評 定 点	点	
	③ 検 査 員 (既 ・ 中) 評 定 点	-	点
	④ 完 成 検 査 員 評 定 点	点	
	⑤ 法 廷 遵 守 等	-	点
	⑥ 評 定 点 合 計	点	

上記のとおり工事成績評定を完了しました。なお、決裁後は別紙建設工事成績評定通知書により通知してよろしいでしょうか。

注1) 既済部分、中間検査があった場合

$$\text{評定点合計 } ⑥ = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.2 + \text{④} \times 0.2) - ⑤$$

既済部分、中間検査がなかった場合

$$\text{評定点合計 } ⑥ = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{④} \times 0.4) - ⑤$$

2) 既済部分、中間技術検査が2回以上あった場合、評定点は既済部分、中間技術検査を合わせた平均点を記入する。

3) 一部完成の場合は、監督員、総括監督員、検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

4) 評定点合計は、四捨五入により小数1位止めとする。

5) ⑤法令遵守等は、総括監督員が記入する。

公印取扱
公印押印 箇所数
か所